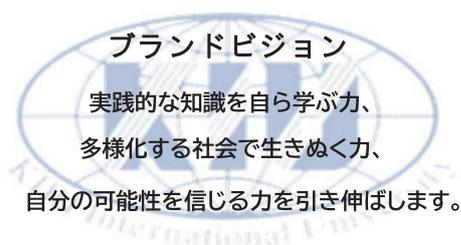




輝け、自分。羽ばたけ、未来へ。
吉備国際大学
Kibi International University



吉備国際大学で研究活動に携わる皆様へ

研究倫理ガイド

～研究者のための行動基準等～



日本学術会議「科学者の行動規範」

科学者の責務

◆科学者の基本的責任

科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

◆科学者の姿勢

科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

◆社会の中の科学者

科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

公正な研究

◆研究活動

科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

◆研究環境の整備及び教育啓発の徹底

科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう務める。

◆研究対象などへの配慮

科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

研究活動上の基本的倫理

研究活動上、一般的に留意すべき倫理事項には、次のようなものがあります。

◆知的な誠実さの保持

確実に正確なデータに基づいて研究活動を進める必要があります。不正確であいまいなデータに基づいて推論を重ねたり、不利なデータを無視したりすることがないようにするには意識的な努力が必要です。

◆著作権・知的所有権の尊重

他者の意見や研究成果について、きちんとした引用をせずに、さも自分のもののように述べることは盗用にあたります。レポート作成であっても無断で文章や図表等を複写することは許されません。

◆人を対象とした研究領域で特に留意すべき倫理事項には、以下のようものがあります。

①インフォームド・コンセントの尊重

研究活動に協力・参加していただく人・機関等に対しては、事前にきちんと説明をして了解を得ることが必要です。

②協力者らに危害を与えることの回避

研究活動によって、協力者らに身体的、心理的、社会的な危害を与えることは許されません。

③協力者らのプライバシー、個人情報保護

協力者のプライバシーを侵害したり、調査・実験で得た個人情報を漏らしたりすることがないように最大限の努力を払うことが必要です。

④倫理審査委員会審査、学長許可

倫理審査委員会での審査及び学長の許可が必要です。

上記のような研究倫理上の問題が生じた場合、論文の公開の禁止や取り消しが行われることもあります。

学生が学習の過程で行う様々な研究活動において、こうした諸原則をきちんと意識して、できる限りの注意を払い、必要に応じて事前に教員に相談したり、許可を得るようにしてください。

研究活動における具体的な注意事項

調査・実験などの依頼

インフォームド・コンセントの原則に立つことが求められます。
次の事項について、事前に明確に伝えた上で了解を得ることが重要です。

- ①調査・実験の目的
- ②調査・実験の主体、責任者、連絡先
- ③調査・実験結果の利用・発表の仕方
- ④秘密保持、および目的外使用をしないことの約束
- ⑤調査・実験への協力を拒否しても、不利益を被ることはないこと

調査や見学等の実施

①学校等の見学や活動への参加

- ・邪魔になったり、危害を及ぼすことがないように十分に注意を払うこと。
- ・写真や録画をとる際は、関係者の許可を得ること。
- ・記録・資料等を見せていただく場合、知り得た情報は秘密厳守すること。
- ・何をどこまで掲載してよいか、関係者に確認して了解を得ること。

②聞き取り調査

- ・プライバシーの侵害に注意が必要。
- ・メモを取ったり、録音する際は、必ず事前に了解を得ること。
- ・調査協力者の氏名や役職名および伺った内容等をどこまで公開してよいか、必ず調査時に相談して確認や指示を受けること。

③調査票を用いた調査

- ・質問文や選択肢等の作成は、協力者の感情を害しないよう注意すること。
- ・事前に教員や関係者のチェックを受け、より良い調査票を作成すること。

調査・実験データの集計や分析

調査・実験で収集したデータの集計や分析の過程での、データの転記ミスや集計ミスをしないよう十分に注意を払い、確認しながら作業を進めていくこと。

発表・公開

発表・公開にあたっては、結論の正確さ、妥当性の検討に加えて、プライバシーの侵害や個人情報保護の観点からも、全面的なチェックが必要です。

データ・資料の管理・廃棄

調査・実験の実施中に対象者リストや資料を紛失したり、データの整理分析中に他の人に見られてしまうことがないように、十分な注意が必要です。名簿やデータの廃棄の際も細心の注意を払ってください。

「研究者」とは、研究活動を行う者すべてを指します。教員や研究所構成員だけでなく、学部生も大学院生も、研究に関わるときは「研究者」に準ずる者とみなされ、研究倫理を遵守することが求められます。

研究活動上の不正行為

「研究活動上の不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用などを指します。

ねつ
捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。実際になかったことを事実のように仕立て上げること。

例

発表した論文に、存在しない実験データを作りあげ使用した。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られたデータ、結果等を真正でないものに加工すること。

例

実験で得られたデータを、都合よいデータに加工し使用した。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

例

他者の論文の画像を、引用なく無断で自分の論文の実験データとして使用した。

その他（不適切なオーサーシップ、二重投稿 など）

◆不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を記載し、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

◆二重投稿

すでに発表された、ないしは他の学術誌等に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

不正行為を行った場合の罰則

配分機関による競争的資金に関する研究への応募資格の制限

研究当初から不正行為を意図するなど、特に悪質の場合

10年

不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が大きい、もしくは悪質性が高い場合

5～7年

不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が小さい、もしくは悪質性が低い場合

3～5年

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった論文等の責任を負う著者で、社会的影響が大きい、もしくは悪質性が高い場合

2～3年

※学内においても学内規程等により処分の対象となります。
また、場合によっては自ら行った不正行為の事案が文部科学省のHPに公開されます。

研究者の責務

- ◆研究活動においては、研究分野毎のルールに則り、その過程を実験ノート等の形で記録に残してください。
- ◆研究者は以下のとおり研究データを一定期間保存し、必要な場合、開示しなければなりません。

保存対象

保存期間

資料（実験ノート・数値データ・画像など）
原則、当該論文等の発表後

10年

試料（実験試料・標本）、装置等
原則、当該論文等の発表後

5年

※研究データの特性上、保存が困難な場合や、国や学会等で特段の定めがある場合は、この限りではありません。

研究費の不正使用

研究費には様々な種類があります。その中には、国民からの貴重な税金で賄われている研究費があります。用途を明確にかつ効率的に使用しなければなりません。

カラ発注 (預け金)

実際には納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類（請求書等）を提出し、**実際に伴わない物件費を支払わせる行為**のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等を書き換えることや、カラ発注で捻出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。

例 取引業社と共謀して、納品の実態がないにもかかわらず、大学に請求代金を支払わせた。

カラ出張

実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類（出張報告書等）を提出し、**実態を伴わない旅費を請求する不正行為**のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること（水増し請求）も不正行為となります。

例 出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して不正に旅費を請求した。

カラ謝金 (賃金・給与)

実際には作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類（出勤簿等）を提出し、**実態を伴わない謝金（賃金・給与）を支払わせる不正行為**のこと。また、実態に基づき、適正に支給されたものであっても、その全部又は一部を研究室等が回収する還流行為は、不適切な行為となります。

例 研究者自らが行ったデータベース入力作業を、指導している学生がアルバイトとして行ったことにして、実態を伴わない賃金を支給させた。

不正使用を行った場合の罰則

配分機関による競争的資金に関する研究への応募資格の制限

私的流用 10年

私的流用以外の不正使用 1～5年

不正受給 5年

善管注意義務違反 最大 2年

※学内においても学内規程等により処分の対象となります。
また、場合によっては自ら行った不正行為の事案が文部科学省のHPに公開されます。

文部科学省ガイドライン

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

吉備国際大学 研究活動における関連情報

吉備国際大学研究規範

<https://kiui.jp/pc/fraud/file/kihan.pdf>

研究活動における不正行為への対応に関する取組

<http://www.kiui.jp/pc/fraud/>

吉備国際大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

<https://kiui.jp/pc/fraud/file/kitei.pdf>

吉備国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組

<https://kiui.jp/pc/researchfunds/>

吉備国際大学における行動規範

https://kiui.jp/pc/researchfunds/file/kihan_2021.pdf

吉備国際大学公的研究費に関するコンプライアンス規程

https://kiui.jp/pc/researchfunds/file/compliance_2021.pdf

吉備国際大学公的研究費取扱要領

https://kiui.jp/pc/researchfunds/file/toriatukaiyoryo_2021.pdf

研究倫理教育の案内（テキスト紹介）

独立行政法人日本学術振興会

研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics)

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会

科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-（テキスト版）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

窓口（相談・告発・通報）

研究活動および研究費使用における不正に関する告発・通報

学校法人順正学園 法人本部 総務部
〒700-0022 岡山県岡山市北区岩田町2-5
TEL:086-231-3517 FAX:086-231-3518
E-mail:soumu@office.jei.ac.jp

吉備国際大学 庶務部
〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町8
TEL:0866-22-7404 FAX:0866-22-7560
E-mail:kiu-syomu@office.jei.ac.jp

研究活動および研究費使用等における相談

吉備国際大学 庶務部 TEL:0866-22-7404 E-mail:kiu-syomu@office.jei.ac.jp